

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月30日

飯能市長 新 井 重 治

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和３０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項第２号中「２９万円」を「２９万５，０００円」に改め、同項第３号中「５３万５，０００円」を「５４万５，０００円」に改める。

附則第１８項中「平成３６年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ 省略	(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ 省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 省略

2～3 省略

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

18 令和8年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ 省略

2～3 省略

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

18 平成36年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第四項第二号	指定組合特定被保険者	るものに限る。）及びその世帯に属する者（口、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。） □ 指定組合の経過組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三十条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過組合員」という。）
第五号第五項第一号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者並びに経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）及び小規模事業所等常勤経過組合員

附則第十六条から第十九条までを削る。
附則第二十條第一項中「附則第二十條第二項」を「附則第十六條第二項」に改め、同条を附則第十六条とし、附則第二十一條を削る。

付録第一中「 $(A \times (r-1) + (C - (A+B))) \div (A \times (r-1) \times 2/3) + (C - (A+B)) \times 2/3 + (D - (A+B)) \times 1/3$ 」を「 $(A \times (r-1) \times 2/3) + (C - (A+B)) \times 2/3 + (D - (A+B)) \times 1/3$ 」に改め、付録第一の備考第一号中「及び」を「 D 及び」に、「 C 」を「 C の高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号(3)に掲げる額を」に改め、同備考第二号中「 C の値」とを「 C の値並びに D の値」に改める。

付録第二中「 $(D \times (s \times r - 1) + (C - (A+B))) \div (E \times (s \times r - 1) + A \times (r-1) \times 1/3) + (C - (A+B)) \times 2/3 + (D - (A+B)) \times 1/3$ 」に改め、付録第二の備考第一号中「 r 」を「 E, r 」に、「 D 」を「高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号(2)に掲げる額」を「 D 」を「高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号(3)に掲げる額」に改め、同備考第二号中「 C の値」とを「 C の値並びに D の値」に改める。

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）
第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の五・九八」を「百分の六・〇〇」に改める。

第一条の七中「百分の八・二五」を「百分の十一・一〇」に改める。

附則第五條中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第八條の二中「令和五年度」を「令和七年度」に改める。

附則第十二條の表第四百二十二條の項中「第百四十二條第一項に、「業務及び」を「業務」に改め、「後期高齢者交付金等を徴収する業務」の下に「及び同項第二号に規定する保険者から出産育児関係事務費提出金を徴収する業務」を加え、同表第四百二十三條の項中「第百二十九條第一項各号に掲げる」を「第百二十九條第一項第一号に掲げる業務、同項第二号及び第三号に掲げる業務並びに同表第二項に規定する」に改め、同表第四百四十六條第三項の項中「業務及び」を「業務」に改め、「後期高齢者交付金を交付する業務」の下に「及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児関係事務費提出金を交付する業務」を加え、同表第四百四十八條の項中「及び後期高齢者交付金」を「後期高齢者交付金及び出産育児関係事務費提出金」に改め、同表第四百六十八條第一項第二号の項中「第百四十二條」を「第百四十二條第一項」に改める。

附則第十四條の表第四百二十二條の項中「第百四十二條」を「第百四十二條第一項」に改める。
（健康保険法施行令の一部改正）
第三条 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四條中「平成三十六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め「前条の規定により読み替えられた」を削り、「二法」を「並びに法」に、「同法」を「法」を「並びに法」に、「日雇提出金」を「及び日雇提出金」に、「病床転換支援金等、日雇提出金」を「病床転換支援金等及び日雇提出金」に改める。
（国民健康保険法施行令の一部改正）
第四条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一條の三第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項の表第十九條第一項第一号の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第十九條第一項第二号の項中「及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等」を「並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等、後期高齢者関係事務費提出金及び出産育児関係事務費提出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに」に、「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第十九條第二項第一号の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第十九條第二項第二号の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第十九條第三項の項を次のように改める。

第十九條第三項	後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費提出金及び出産育児関係事務費提出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び後期高齢者支援金等とあるのは、後期高齢者支援金等及び日雇提出金	病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び病床転換支援金等とあるのは、病床転換支援金等及び日雇提出金
---------	--	---

附則第一條の三第三項の表第十九條第三項の項及び第二十九條の八の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第二十二條中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「附則第九條第二項」を「附則第六條」に改める。

附則第四條中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「退職被保険者等所屬市町村を除く」を削り、同条の表中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改める。

附則

（施行期日）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）
令和六年度において第一條の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令第五條第五項（同令附則第十三條の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定を適用す

千分の百六十四	千分の百
千分の百六十一	千分の百

(拔粹)

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する

御名
御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百一十五号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、全世対応型の持続可能な社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十九号）第七十八條第一項及び第二項並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八條第四項及び第五項並びに附則第二条及び第九條の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）
 第一条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を

第五條第一項第一号イ中「から(2)」を「高齢者医療確保法第七條第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（口、第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額」から(3)に改め、(2)を(3)とし、(1)の次に次を加える。

(2) 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額

第五条第一項第一号ロ中「高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「及び二」という。）を削り、同号ロ(2)中「法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。」を削り、同条第四項第二号を次のように改める。

二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定まる額をこのように算定した額の三分の一に相当する額に係る部分。次のイ及びロに掲げる組合イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合。当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合。

第五條第五項第二号中「一部分」の下に「並びに組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分（前期高年齢者交付金がある場合には、当該割合を乗じて得た額及び当該算定した額から八に掲げる額を控除した額からなる部分）」を挿入する。

した額に係る部分」を加え、同号イ中「給付費割合」の下に「高齢者医療確保法第二十四条第一項割合（第一号イ(1)及び(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次号イ(1)において同じ。）の三分の二に相当する割合」を加え、同号に次のように加える。

組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額

被用者保険等保険者である組合以外の組合イに定める割合

第五條第五項第三号中、「特定納付費用額の部分を」を「部分を」に改め、同号イ(1)中の「給付費割」を「給付費割合」の下に「三分の二に相当する割合」を加える。

第一項の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に、及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において）を、並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下）に、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（同号において）を、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において）を、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下）に改め、同表第五項第一項の項、第五條第三項の項及び第五條第四項の項中「附則第二十二條」を「附則第七條」に改め、同表第五條第四項第二号イの項を削り、同表第五條第五項の項を次のように改める。

第五條第五項

第七十二條第二項

号(イ)
(1)

者交付金がある場合には、イカ

又、時定、保煥等之系る前

令で定めるところにより算定

て得た額に係る部分

結合費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合

式により算定した割合を控

期高齢者支援金の納付に要す

た法第七十三條第二項

保法第三十四条第一項第一号イ(2)

(1)

で、金に掛ける特定納付は費用の額から、

イ 組合特定被保険者に係る前期

に、次の(1)及び(2)に掲げる組合

1) 被用者保険等保険者である

号イ(1)及び高齢者医療確保法
附則第十三条の規定による焼

(2)に掲げる額の合計額に対する高年齢医療確保法第三十四

額の割合

3 新令附則第十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に掲げる倉庫に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧令附則第十一条第二項第一号に掲げる倉庫に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新築される同項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された旧令附則第十二条第二項に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第六条 新令第五十六条の二十六の三及び第五十六条の二十六の五の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年度以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年前の年分の個人の事業及び令和六年度の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条 新令第五十六条の八十八の二第二項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

総務大臣 松本 剛明
財務大臣 鈴木 俊一
内閣総理大臣 岸田 文雄

附則第十一條中第三十五項を削り、第三十四項を第三十五項とし、第三十一項から第三十三項までを一項ずつ繰り下げ、同條第三十項第一号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同項第二号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同條第二十九項第一号とし、同條中第二十九項を第三十項とし、第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、同條第二十四項中「第二十四項」を「第四十三項」に改め、同項を同條第二十五項とし、同條中第二十三項を第二十四項とし、第四項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十五條第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与する

ものとして政令で定めるものは、前項第三号に掲げる機械設備とする。

附則第三十七項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十八項に改め、同条第三十九項から第四十一項までの規定中「附則第十五条第三十六項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第四十二項及び第四十三項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十四項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第四十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同条第四十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同条第四十七項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第四十八項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第四十九項中「附則第十五条第四十四項」に改め、同条第五十項及び第五十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改める。

附則第十二條第二項第一号イ中「主要構造部」を「建築基準法第二條第九号の二に規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二條第九号の三イ」を「同條第九号の三イ」に改める。

附見第十四条の四第四号を削る

附則第十五条第一項第六号中「商業地等（法附則第十七条第四号に規定する商業地等をいう。第十号において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税にあつては、百分の二・五」を削り、同項第十号中「又は第四項」を削り、同項第十四号中「商業地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては、百分の二・五」を削り、同条第三項中「令和三年度」を「令和六年度まで」に、「令和三年度から令和六年度まで」を「令和七年度に」、同条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度に」、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度に」と改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度に」と改め、同項第二号中「令和二年度」を「令和五年度に」、同条第五項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度に」と改める。

附則第十六條の二の八第六項中「特定農産加工業経営改善臨時措置法」を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に改める。

附則第十八條第一項中「第五項」の下に「並びに附則第十八條の六第八項及び第二十五項」を加える。

附則第十八条の六第七項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第六項」に改め、同条第八項中（法附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等をいう。第二十五項において同じ。）」を削り、同条第九項中「もの譲渡」の下に「及び第二十九項において同じ。」を加え、同条第二十四項中「譲渡を」を「同項に規定する譲渡（次項において「特定株式の譲渡」という。）を」に、「同項」を「同条第十六項」に改める。

附則第二十三條第一項中「附則第二十一項及び第二十二項」を「附則第二十一條第二十二項」及び第二十三項に改める。

附則第二十七條の三第二項及び第五項中「第十四條の二第二項」を「第十四條第一項」に改める。

附則

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條の二の三を第六條の二の四とし、第六條の二の二とする改正規定、第六條の二の改正規定、同条を第六條の二の二とし、第六條の次に一條を加える改正規定、第六條の七第四項、第七條の十の五、第七條の十一第二項、第四十八條の五の二及び第四十八條の五の三の改正規定並びに附則第十八條第一項、第十八條の六並びに第二十七條の三第二項及び第五項の改正規定、令和七年一月一日

二 附則第十六条の二の八第六項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）の施行の日

三 附則第十四条第二項第一号二の改正規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二條 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第八条の二十三の二第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度終了の日から起算する。

に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第八条の二十三の二第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税

について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

不動産取得税に関する経過措置

第三條 新令第三十六條の八第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三十六條の十第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新令附則第七條第十五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新築される同項に

規定する貸家住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に新築されたこの政令による改正前の地方税法施行令（附則第五条第二項から第四項までにおいて「旧令」という。）の附則第七条第十五項に規定する貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第四条 新令第四十八条の十一の二十六第一項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度終了の日後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日以前に終了する事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の十一の二十六第二項において準用する新令第八条の二十三の第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に關する経過措置)

第五條 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和五年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令第五十二條の十一第三項の規定は、施行日以後に新築される同条第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課すべき令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日以前に新築された旧令第五十二條の十一第二項第二号の家屋の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第四十八條の十一の二十六第一項中「という。」の下に「(中間期間(法人税法第八十條第五項に規定する中間期間をいう。))において生じたものを除く。次項において同じ。)」を加え、又は中間期間(法人税法第八十條第五項に規定する中間期間をいう。))を削り、「開始する」を「終了する」に改める。

第四十九條の十二第二項第三号中「又は同法」を「同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四條の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第四十九條の十五第二項第九号中「子育て援助活動支援事業」の下に「親子再統合支援事業、社会的養育自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十一條の十中「第五号まで、第七号又は第八号」を「第八号まで」に改める。

第五十二條の十一第三項中「主要構造部」を「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する特定主要構造部」に改め、同条第四項中「もつばら」を「専ら」に改める。

第五十四條の二十六第一項中「本項」を「この項」に改め、同項第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三項第二号中「本号」を「この号」に改め、同号の表中「主要構造部」を「建築基準法第二十二條第九号の二に規定する特定主要構造部」に改める。

第五十四條の四十五第四項第四号イ中「昭和二十五年法律第二百一十号」を削る。

第五十六條の二十六の三「及び同法」を「同法」に、とすると「及び同法第四十四條の三第一項に規定する里親支援センターとする」に改める。

第五十六條の二十六の五中「子育て援助活動支援事業」の下に「親子再統合支援事業、社会的養育自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第五十六條の八十八第二項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第五十六條の八十九第一項中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に、「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同条第二項第二号ロ中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号ハ中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附則第四條の九の次に次の一条を加える。

(令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例を適用しない場合)

第四條の十 法附則第五條の十一第五項に規定する政令で定める規定は、第四十八條の九の十五第五項の規定とする。

2 第四十八條の九の十五第一項の規定の適用がある場合には、法附則第五條の十一第一項から第四項までの規定は、適用しない。

附則第五條の二の四第七項中「第四十二條の十二の五第二項」を「第四十二條の十二の五第三項」に改める。

附則第六條の二第二項第一号を次のように改める。

一 法附則第九條第八項第一号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める収入金額

イ 電気供給業を行う法人が法附則第九條第八項第一号に規定する他の電気供給業を行う法人に対して電気事業法第十七條第一項又は第二十七條の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金を支払う場合 当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額

ロ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される電気事業等(法第七十二條の二第一項第三号に規定する電気事業等)をいう。ハにおいて同じ。を行う法人に対して電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金を相当する額を支払う場合 当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

ハ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない電気事業等を行う者に対して電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金を相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第九條第八項第一号の二に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して当該料金(これに相当する額を含む。)を支払う場合 当該電気供給業を行う法人が当該料金に相当する額として支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六條の二第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 法附則第九條第八項第一号の二に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金(これに相当する額を含む。)として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

一の三 法附則第九條第八項第一号の三に掲げる場合 電気供給業を行う法人が電気事業法第十七條第一項に規定する託送供給に係る料金として同号に規定する一般送配電事業等を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額

附則第六條の二に次の一項を加える。

13 法附則第九條第二十四項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第二十八條の四十一第一項第五号に掲げる業務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

附則第六條の十六に次の二項を加える。

5 法附則第十條第七項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは、同項に規定する旅客鉄道事業を営営する鉄道事業者に代わつて引き続き同項に規定する旅客鉄道事業を営営しようとする者として総務省令で定めるものとする。

6 法附則第十條第七項に規定する鉄道事業者再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるものの以外のものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 宿舍の用に供する不動産

二 職員の福利及び厚生に供する不動産

三 他の者に貸し付ける不動産(鉄道事業法第十三條第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。)

四 私人のための専用線に供する不動産

附則第七條第十五項第二号中「主要構造部」を「建築基準法第二十二條第九号の二に規定する特定主要構造部」に、「建築基準法第二十二條第九号の三イ」を「同条第九号の三イ」に改め、同条第二十三項を削り、同条第二十四項中「附則第十一條第十四項」を「附則第十一條第十三項」に改め、同条第二十三項とし、同条第二十五項中「附則第十一條第十八項」を「附則第十一條第十七項」に改め、同条を同条第二十四項とする。

附則第十條の二の二第八項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一條第二項第一号イ中「有するもの(以下この項を「有するもの(以下この号並びに次項第二号及び第三号)に改め、同号二中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物流の流通の効率化に関する法律」に、「第五條第二項」を「第七條第二項」に、「第二條第二号」を「第三條第三号」に改め、同号ホ(四)を削り、同号ホ(四)を同号ホ(三)とし、同号ホ(四)を同号ホ(三)とし、同号ハ(三)を次のように改める。

(3) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一條第二項第一号ロ(2)を次のように改める。

(2) 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一條第三項に次の一号を加える。

三 貨物自動車関係情報自動解析装置(前項各号に掲げる倉庫(貯蔵庫)にあつては、第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものに限る。))において物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために、自動車登録番号による貨物の運送の用に供する自動車の特定及び当該自動車に係る情報の解析を自動的に行う一又は二以上の装置であつて、総務省令で定める機能を有するものをいう。)

参考

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 咍

令和六年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百三十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二の三を第六条の二の四とし、第六条の二の二を第六条の二の三とする。

第六条の二中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改め、同条を第六条の二の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

（株式会社等の取引の範囲）

第六条の二 法第十一条の九に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 各事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額の基因となる取引

二 各事業年度の販売費又は一般管理費の額の基因となる取引

三 前二号に掲げるもののほか、法第十一条の九の株式会社、合資会社又は合同会社の事業の状況その他の事情を勘案して、その事業を遂行するために通常必要と認められる取引

第六条の七第四項中「第六条の二の三」を「第六条の二の四」に改める。

第七条の四の三第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「法人課税信託」を「特定法人課税信託」に改める。

第七条の十の五及び第七条の十一第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。

第八条の二十三の二第一項中「という。」の下に「（中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）において生じたものを除く。次項において同じ。）を加え、「又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同じ。）を削り、「開始する」を「終了する」に改め、同条第二項中「開始する」を「終了する」に改める。

第十五条の三第一項中「法人課税信託」を「特定法人課税信託」に改める。

第二十一条の八第一項中「及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護」を削る。

第三十五条の七の三第一項中「第七十二条の八十第一項」を「第七十二条の八十第一項ただし書」に、「以下この条」を「次項及び第四項」に、「法人課税信託」を「特定法人課税信託」に改める。

第三十五条の二十第一項第一号中「でサービス業に係るもの」を「である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」に改める。

第三十六条の八第二項第三号中「又は同法」を「同法」に改め、「児童家庭支援センター」の下に「又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センター」を加える。

第三十六条の十第二項第六号中「子育て援助活動支援事業」の下に「親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第四十七条の二第一項中「以下この条」を「次項及び第四項」に、「法人課税信託」を「特定法人課税信託」に改める。

第四十八条の五の二及び第四十八条の五の三第二項中「第四十一条の三の三第四項第三号」を「第四十一条の三の十一第四項第三号」に改める。